

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

目 次

監査公表

- 平成28年度定期監査指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成27年度包括外部監査指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

監 査 公 表

静岡市監査公表第14号

地方自治法第199条第12項の規定により静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成30年 2 月 28 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	亀 澤 敏 之
同	中 山 道 晴

記

平成28年度定期監査

使用料の納付期限の誤りについて[下水道施設課]

【指摘事項】

平成28年 6 月 17 日から使用許可した資材置場等に係る土地の使用料について、市水道事業及び下水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程第 3 条の規定

により前納すべきところ、行政財産目的外使用許可申請が直前（6月13日）になされたことから、納付期限を使用開始後の同年7月15日としていた。

なお、当該規程は、この事例のように使用開始直前に申請があり使用料を前納できないなどの特別の理由がある場合に対応できない状況となっていることから、規定内容を見直す必要がある。

【措置の状況】

今回の指摘を受けた原因は、職員の規程についての認識不足であると考え、指摘の事実と今後の取り扱い方針について係長会議の場で周知を図りました。

指摘以降は、原則、申請者へ目的外使用許可証を渡すのと同時に納付書兼領収証書（控）の銀行領収印を確認する運用としています。

また、静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第4条の規定に倣い、静岡市水道事業及び下水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程第3条に「管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。」を加えました。（平成30年1月12日施行）

これにより、使用開始直前に申請があり使用料を前納できないなどの特別の理由がある場合にも対応できることとなります。

静岡市監査公表第15号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成30年2月28日

静岡市監査委員 村 松 眞

同 杉 原 賢 一

同 亀 澤 敏 之

同 中 山 道 晴

記

平成27年度包括外部監査

テーマ

学校教育に関する事務の執行について

田安門保存費積立金について[静岡市立高等学校]

【指摘事項】

田安門は、市の財産台帳に記載されておらず、市有財産として認識されているものではない。そのため、田安門の維持管理費用は、公費で負担しているのではなく、市立高校のPTAだけが負担している状態である。

田安門は、静岡市の設立した高校内に設置されているものであり、国の有形文化財として登録されているものである。このような文化財は、市が積極的に管理をすべきであり、保存費についても、市立高校のPTAだけが負担するのではなく、公費で負担することが望ましいと考える。

市立高校の保護者から集めたお金は、文化財の保存費として使用するよりも、生徒にとって有用な事業に使用し、生徒の教育に還元すべきと考える。

【措置の状況】

田安門は昭和33年に西草深公園から静岡市立高校に移築後、昭和58年まで「正門」として使用しており、昭和58年に本校敷地整備に伴い現在の位置に移設した後も「静岡市立高校の象徴」として本校卒業生、在校生から親しまれ「静岡市立高等学校旧正門」として国の登録有形文化財に指定されております。

田安門の取り扱いについては、指摘事項を関係課と調整し、整理した結果、平成30年2月15日付で本校の所管する財産として登録するとともに、維持管理費については公費で負担する旨をPTAに伝えました。今後は文化財課の指導の下、適切な管理を行ってまいります。